

2020.12.11

お金のデザイン・グローバル・ リアルアセット・ファンド (世界の実物資産中心)

愛称「資産の方舟」

追加型投信／内外／資産複合

◆この目論見書により行なう「お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・ファンド（世界の実物資産中心）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年12月10日に関東財務局長に提出しており、2020年12月11日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2020年12月10日
発行者名	: 株式会社お金のデザイン
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 山辺 僚一
本店の所在の場所	: 東京都港区赤坂1丁目9番13号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。） の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。



投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	31
第3【ファンドの経理状況】	36
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	49
第三部【委託会社等の情報】	50
約款	

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・ファンド（世界の実物資産中心）（以下「ファンド」といいます。）

- ・愛称として「資産の方舟」という名称を用いることがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.30%（税抜3.00%）が上限となっております。

(6)【申込単位】

販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2020年12月11日から2021年6月10日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

株式会社お金のデザイン

電話番号：03-6629-7090

受付時間：委託会社の営業日の9：30～17：00

ホームページ アドレス：<https://www.money-design.com/>

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

この投資信託は、世界の実物資産への投資を通じて信託財産の資産価値保全に着目することにより、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券)		アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変異型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネジメント・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- ① 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ① 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④ その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤ 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ① 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の

記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

- i 主にお金のデザイン・グローバル・リアルアセット・マザーファンド(世界の実物資産中心)受益証券への投資を通じて、主として世界の投資信託証券(ETF)および不動産投資信託証券へ実質的に投資することにより、実物資産への投資と経済的に同様な効果を得る投資をすることを目指します。
- ii 投資信託証券(ETF)等への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- iii 組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。
- iv 運用はファミリーファンド方式で行います。

ファンドの仕組み

当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行います。



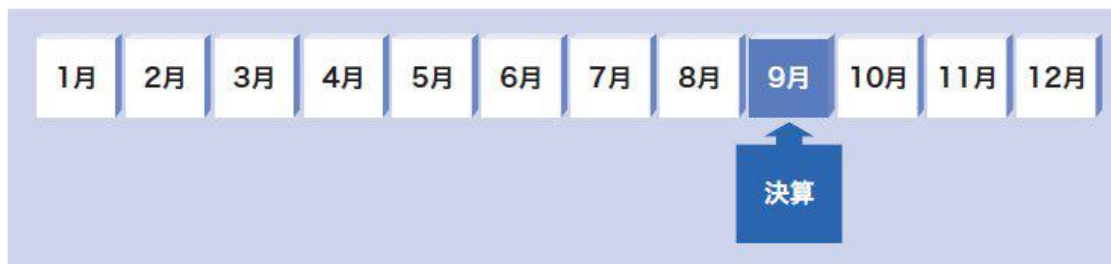
主な投資制限

- ・ 投資信託証券(ETF)等への実質投資割合には制限を設けません。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・ 同一銘柄の投資信託証券等への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以内とします。

分配方針

毎年9月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。



※運用状況により分配金額は変動します。

※将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

④ 信託金限度額

- ・ 3 兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

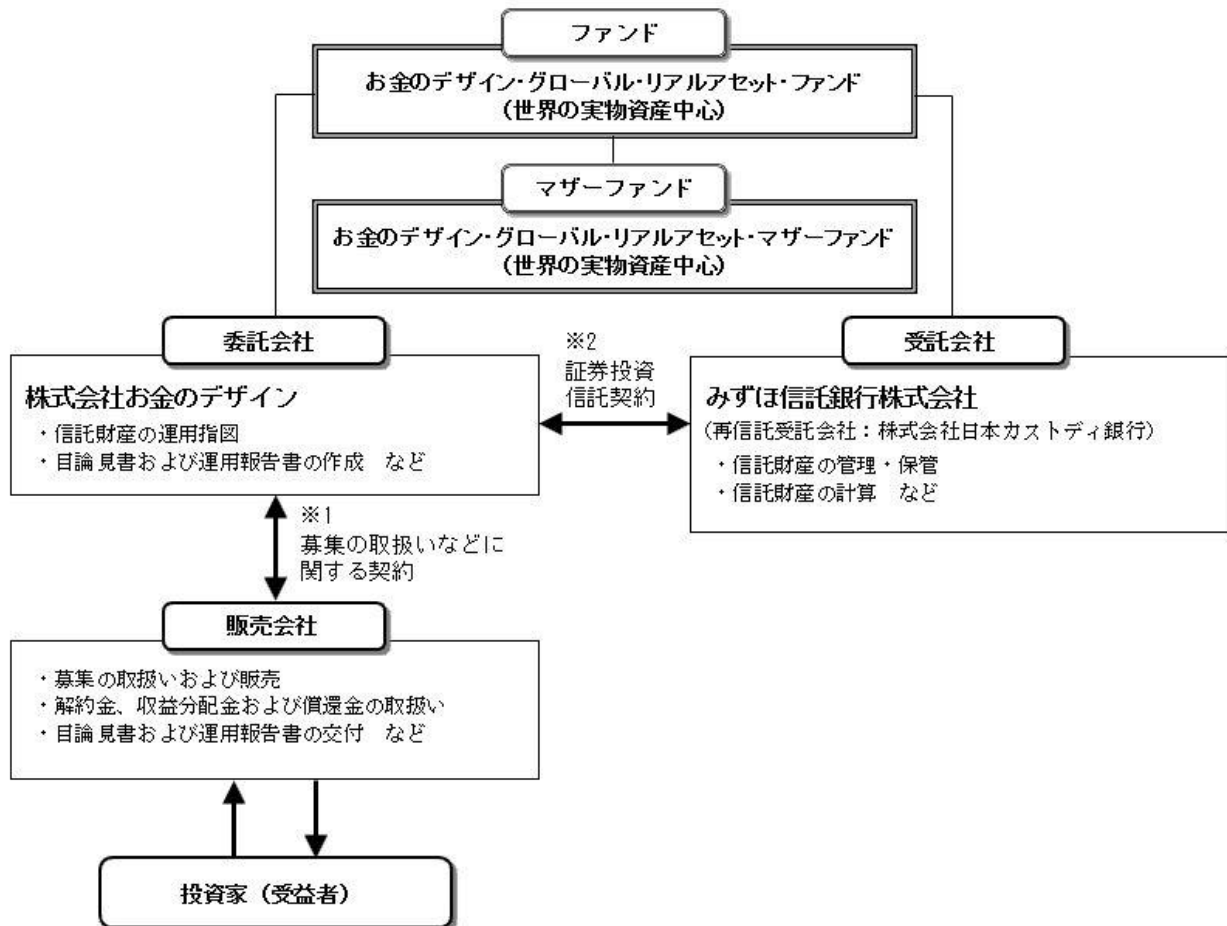
(2) 【ファンドの沿革】

2019 年 12 月 16 日

- ・ ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2020 年 9 月末現在）

1) 資本金

100,000,000 円

2) 沿革

2013 年 8 月 : 会社設立

2014 年 9 月 : 金融商品取引業者（投資運用業及び投資助言・代理業）の登録（関東財務局長（金商）第 2796 号）

2015 年 12 月 : 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業）の登録

2016 年 11 月 : 投資運用業における投資信託委託業務の追加

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 2-5-1	E 種優先株式 168,010 株	19.46%
谷家 衛	Kowloon, HongKong	普通株式 159,985 株 B 種優先株式 6,000 株	19.22%
UTEC3 号投資事業有限責任組合	東京都文京区本郷七丁目 3 番 1 号 東京大学 南研究棟 3 階	A 種優先株式 57,571 株 B 種優先株式 15,367 株	8.45%
シンプレクス・ホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目 23 番 1 号	X 種株式 64,617 株	7.48%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ① 主にお金のデザイン・グローバル・リアルアセット・マザーファンド（世界の実物資産中心）（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として世界の投資信託証券（ETF）および不動産投資信託証券へ実質的に投資することにより、実物資産への投資と経済的に同様な効果を得る投資をすることを目指します。
- ② 投資信託証券（ETF）等への投資は原則として高位を維持します。但し、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- ③ 組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。

(2)【投資対象】

＜お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・ファンド（世界の実物資産中心）＞

お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・マザーファンド（世界の実物資産中心）受益証券を主要な投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限りします。）
 - ハ) 金銭債権
- ニ) 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) デリバティブ取引に係る権利と類似の取引に係る権利
 - ロ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として親投資信託「お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・マザーファンド（世界の実物資産中心）」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から 11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、1)の証券または証書、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものならびに14)の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券（「新投資口予約権証券」および「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、有価証券の借入りの指図、有価証券の空売りの指図、外国為替予約取引の指図、資金の借入れを行うことができます。

<お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・マザーファンド（世界の実物資産中心）>

世界の株式市場に上場されている投資信託証券（ETF等）を主要な投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限ります。）
 - ハ) 約束手形
- ニ) 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として世界の株式市場に上場されている投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項

第8号で定めるものをいいます。)

- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から 11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。)
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。)
- 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で21)の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものならびに14)の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券（「新投資口予約権証券」および「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

④ その他の投資対象と指図範囲

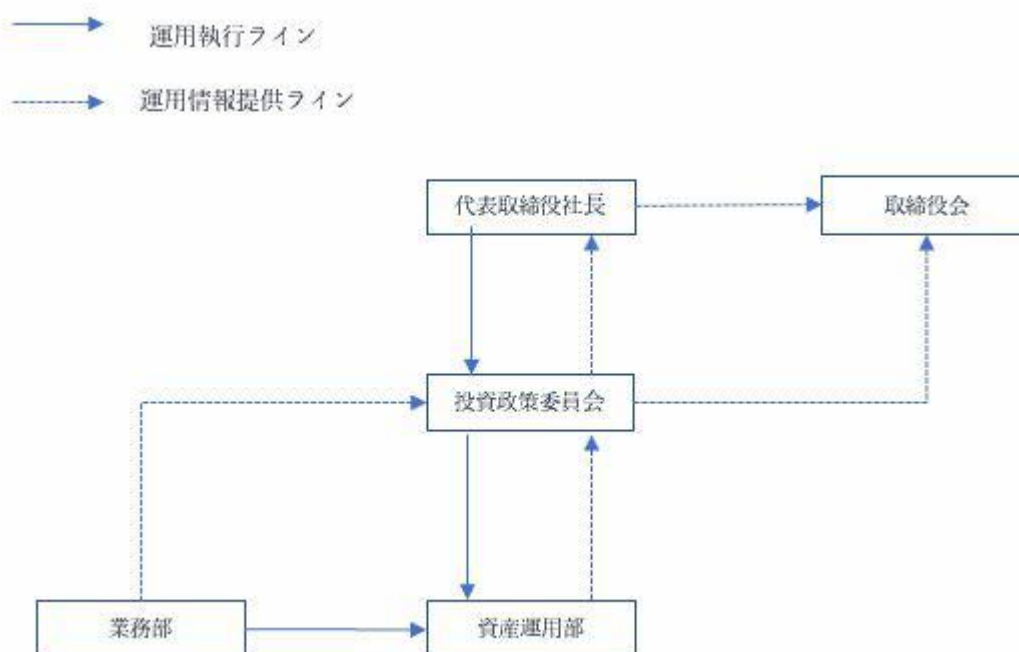
信用取引の指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、有価証券の借入れの指図、有価証券の空売りの指図、外国為替予約取引の指図を行うことができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要

＜お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・マザーファンド（世界の実物資産中心）＞

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、世界の実物資産への投資を通じて信託財産の資産価値保全に着目することにより、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。
主な投資対象	世界の株式市場に上場されている投資信託証券（ETF）等を主要な投資対象とします。
投資方針	① 主として世界の投資信託証券（ETF）および不動産投資信託証券へ実質的に投資することにより、リスクの低減を図りつつ、世界の実物資産への投資と経済的に同様な効果を得る投資をすることを目指します。 ② 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ③ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
主な投資制限	① 投資信託証券（ETF）等への実質投資割合には制限を設けません。 ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ③ 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以内とします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し 0.15%（1口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	株式会社お金のデザイン
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

(3) 【運用体制】



- ① 「投資政策委員会規程」に基づき、COO（最高執行責任者）、資産運用部管掌役員、事業開発部管掌役員、リスク・コンプライアンス部管掌役員、お金のデザイン研究所管掌役員、資産運用部長、事業開発部長、リスク・コンプライアンス部長、業務部長、資産運用に係るアカデミック・アドバイザー及び常勤監査役によって構成される投資政策委員会を設置する。
- ② 同委員会は、顧客ポートフォリオの基本方針の決定、運用状況の把握および運用成果の分析を行う機関である。また、投資家に対する忠実義務を果たすべく運用の適正性および業務の健全性・適正性を確保することを目的とする。
- ③ 資産運用部は、投資政策委員会の決定した運用方針に基づき、運用を実行する。また、運用の実行に必要なマクロ・ミクロの調査分析を行う。さらに、運用状況・結果につき投資政策委員会に報告する。
- ④ 業務部は、投資信託財産の日々の基準価額の算出を行い、それに伴うデータの管理及びバックオフィス業務全般を行う。

<組入れ銘柄の選定基準>

基本的には、以下の点を検討し、投資対象として上場投資信託（ETF）を厳選する。

- ① 国内外証券取引所に上場していること
- ② 流動性が高いこと
- ③ 運用経費の低いこと

<運用業務・責任内容>

- 代表取締役社長
 - ・適切な運用体制の確保及び監督
- 投資政策委員会
 - ・資産運用の基本方針ならびにアセット・アロケーションの検討・決定
 - ・運用成果の分析
 - ・投資リスク管理および法令遵守状況の管理
- 資産運用部
 - ・投資政策委員会の決定した運用方針ならびにアセット・アロケーションに従ったポートフォリオ運用を実行すること
 - ・ポートフォリオ運用に必要なマクロ・ミクロの調査
 - ・ポートフォリオリスクのモニタリング
 - ・ガイドラインを遵守した運用
- 業務部
 - ・投資信託財産毎の日々の基準価額の算出とそれに伴うデータの管理及びバックオフィス業務全般を行い、その保有資産の内容を資産運用部に提供すること

※上記体制は、2020年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（原則毎年 9 月 10 日。決算日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- 1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- 3) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※各コースの詳細については、「第 2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等 （2）コースの選択」をご参照下さい。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

<お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・ファンド（世界の実物資産中心）>

- 1) 投資信託証券（ETF）等への実質投資割合には制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 3) 同一銘柄の投資信託証券等への投資は、原則として信託財産の純資産総額の 50%以内とします。
- 4) 投資する株式等の範囲

イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ) イ) の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

5) 信用取引の指図範囲

イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

ロ) イ) の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

6) 先物取引等の運用指図

- イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。ロ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。ハ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

7) スワップ取引の運用指図

- イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。ニ) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

8) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。ニ) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。ホ) 8) において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。ヘ) 8) において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下 8) において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下 8) において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

9) 有価証券の貸付の指図および範囲

- イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価

合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

ロ) イ) 1. および 2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

10) 有価証券の借入の指図および範囲

イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

ロ) イ) の指図は、当該借入に係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入に係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ) イ) の借入に係る品借料は投資信託財産から支弁します。

11) 有価証券の空売りの指図および範囲

イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない有価証券または 10) の規定により借入れた有価証券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

ロ) イ) の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

12) 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

13) 外国為替予約取引の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

14) 資金の借入れ

イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ) イ) の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

3. 借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の 10%以内

ハ) 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とします。

ニ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

ホ) 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は受益者の負担とし、投資信託財産より支弁します。

15) デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・マザーファンド（世界の実物資産中心）>

- 1) 投資信託証券（ETF 等）への実質投資割合には制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 3) 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の 50%以内とします。
- 4) 投資する株式等の範囲
 - イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ロ) イ) の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 5) 信用取引の指図範囲
 - イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
 - ロ) イ) の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含めます。）の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- 6) 先物取引等の運用指図
 - イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。)
 - ロ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
 - ハ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 7) スワップ取引の運用指図
 - イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
 - ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ニ) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- 8) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
 - イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
 - ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限り

ではありません。

ハ) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ) 委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

ホ) 8) において「金利先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ) 8) において「為替先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下8) において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下8) において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

9) 有価証券の貸付の指図および範囲

イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

ロ) イ) 1. および2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

10) 有価証券の借入れの指図および範囲

イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

ロ) イ) の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ) イ) の借入れに係る品借料は投資信託財産から支弁します。

11) 有価証券の空売りの指図および範囲

イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない有価証券または10) の規定により借入れた有価証券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができますものとしてします。

ロ) イ) の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

12) 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

13) 外国為替予約取引の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

14) デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界の実物資産を実質的な投資対象とするETF等への投資を行いますので、組入れた有価証券の値動きにより、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

当ファンドでは実質的に主にETF等に投資します。ETF等の価格は一般に大きく変動します。有価証券等の市場全体の価格変動あるいは個別銘柄の価格変動による当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

② 為替リスク

外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。従いまして、外貨建資産が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落（円高）度合いによっては、当該資産の円ベースの評価額が減価し、ファンドの基準価額の変動および分配金に影響を与える要因となります。また外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当ファンドでは、為替リスクに対して為替ヘッジを行わないことを原則としているため、円と外国通貨の為替レートの変化がファンドの資産価値に大きく影響します。

③ 信用リスク

当ファンドが実質的に主に投資するETF等に組入れられている有価証券等の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、ETF等の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

④ 流動性リスク

当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却又は取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

<分配金に関する留意点>

- ① 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。従って分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ② 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- ③ 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

<その他の留意事項>

- ① 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ② 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、資金流出入から組入ETF等の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ③ 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(2) リスク管理体制

投資政策委員会で投資リスク管理を行います。
具体的業務としては資産運用部が以下を管轄します。

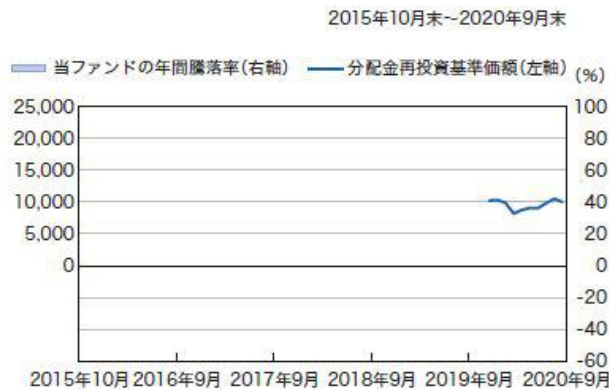
- 1) ポートフォリオのモニタリング
- 2) 運用プロセスのチェック
- 3) 運用経過・結果の把握
- 4) 組入状況等のチェック
- 5) 取引執行能力、運用ガイドラインの把握
- 6) 信用リスクおよび取引コスト等のチェック

また、リスク・コンプライアンス部は運用が法令等遵守の下行われているかをモニタリングします。
リスク・コンプライアンス部が運用に関し法令等に抵触すると判断される事実等が発覚した場合は、速やかに資産運用部に是正を促し、また投資政策委員会に報告します。

※上記体制は2020年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

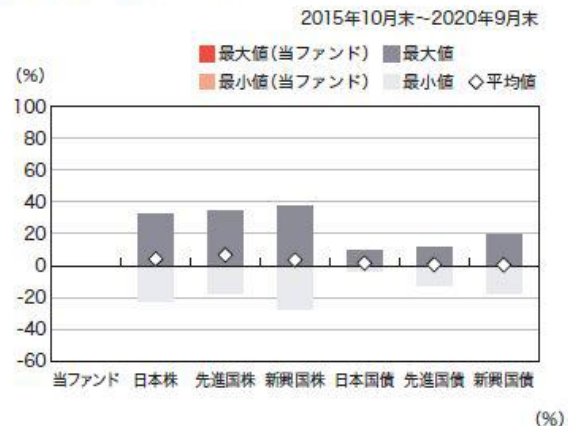


※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

※年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	32.2	34.1	37.2	9.3	11.4	19.3
最小値	—	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値	—	4.2	6.6	3.5	1.6	0.7	0.5

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 ※2015年10月から2020年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。
 ※決算日に対応した数値とは異なります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証をいたしません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.30%（税抜3.00%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

(2)【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.15%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.65%（税抜1.50%）の率を乗じて得た額とします。

※この他に、実質的に投資対象とする上場投資信託証券には運用管理等に係る費用がかかりますが、ポートフォリオの運用目的に従い、銘柄入替も行うことから、事前に料率、上限額等を表示することができません。

- ② 信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.65% (税抜1.50%)	0.814% (税抜0.74%)	0.814% (税抜0.74%)	0.022% (税抜0.02%)

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

- ③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4)【その他の手数料等】

- ① 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- ② 信託事務の諸費用
- ③ 外国での資産の保管等に要する諸費用
- ④ 借入金、受託者の立替金の利息
- ⑤ 監査法人等に支払うファンド監査にかかる費用等
- ⑥ 投資信託振替制度に係る手数料および費用
- ⑦ 法定書類等の作成等に要する費用

委託会社は上記⑤～⑦の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に対して年率 0.11%（税込）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記⑤～⑦の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

*上記（１）～（４）に係る手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、「ジュニア NISA」の適用対象です。

① 個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りまゝ。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りまゝ。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間 120 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が 5 年間非課税となります。ご利用になれるのは、満 20 歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニア NISA）をご利用の場合、20 歳未満の居住者などを対象に、年間 80 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が 5 年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受け取る際

イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

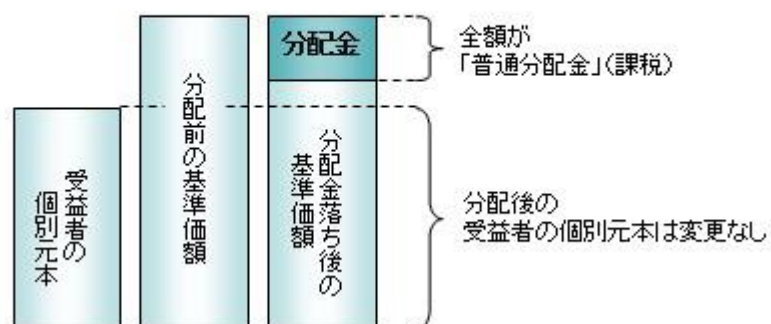
ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金

の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

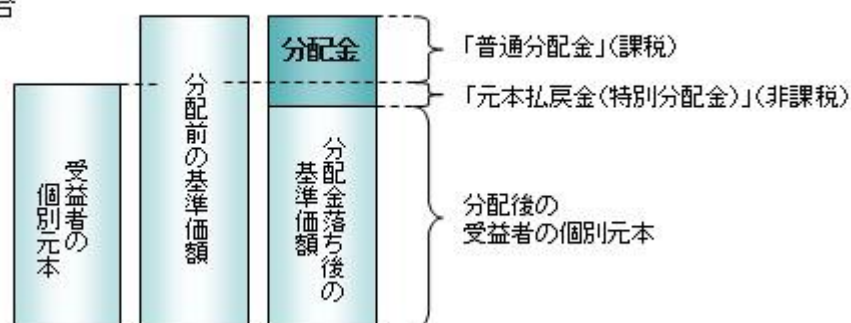
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2020 年 9 月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・ファンド（世界の実物資産中心）】

以下の運用状況は 2020 年 9 月 30 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	11,551,608,775	100.10
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△11,032,849	△0.10
合計（純資産総額）		11,540,575,926	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託受益証券	お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・マザーファンド（世界の実物資産中心）	11,405,616,879	1.0569	12,054,755,745	1.0128	11,551,608,775	100.10

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.10
合計	100.10

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末（2020年9月10日）	11,536	11,536	1.0459	1.0459
2019年12月末日	4,783	—	1.0223	—
2020年1月末日	6,205	—	1.0336	—
2月末日	6,362	—	0.9871	—
3月末日	6,917	—	0.8194	—
4月末日	7,459	—	0.8752	—
5月末日	7,605	—	0.9082	—
6月末日	7,437	—	0.9054	—
7月末日	7,740	—	0.9821	—
8月末日	10,715	—	1.0525	—
9月末日	11,540	—	1.0003	—

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2019年12月16日～2020年9月10日	0.0000

③ 【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第1期	2019年12月16日～2020年9月10日	4.59

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2019年12月16日～2020年9月10日	12,489,604,200	1,459,311,803

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・マザーファンド（世界の実物資産中心）

以下の運用状況は 2020 年 9 月 30 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	1,658,320,740	14.36
	アメリカ	9,798,335,299	84.82
	小計	11,456,656,039	99.18
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	94,994,265	0.82
合計（純資産総額）		11,551,650,304	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	—	4,647,347	0.04

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
アメリカ	投資信託受益 証券	ISHARES GOLD TRUST	1,264,612	1,968.23	2,489,048,980	1,916.03	2,423,044,647	20.98
アメリカ	投資信託受益 証券	ISHARES SILVER TRUST	919,872	2,638.28	2,426,886,425	2,380.50	2,189,755,296	18.96
アメリカ	投資信託受益 証券	VANECK AGRIBUSINESS	238,702	7,184.80	1,715,027,971	7,091.77	1,692,820,637	14.65
日本	投資信託受益 証券	NEXT FUNDS 東証REIT 指数連動型上場投信	892,530	1,830	1,634,070,699	1,858	1,658,320,740	14.36
アメリカ	投資信託受益 証券	ABERDEEN STANDARD PHYSICAL P	146,769	9,162.39	1,344,756,131	8,807.85	1,292,719,337	11.19
アメリカ	投資信託受益 証券	SPDR S&P GL NAT RESOURCES	154,779	4,160.11	643,897,937	3,960.09	612,939,389	5.31
アメリカ	投資信託受益 証券	ISHARES GLOBAL INFRASTRUCTUR	142,041	4,217.77	599,097,677	4,093.40	581,430,914	5.03
アメリカ	投資信託受益 証券	ISHARES GLOBAL REIT ETF	256,565	2,307.51	592,027,685	2,215.45	568,407,442	4.92
アメリカ	投資信託受益 証券	ISHARES GLOBAL ENERGY ETF	250,758	1,928.38	483,556,734	1,743.58	437,217,637	3.78

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.18
合計	99.18

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	43,929.93	4,639,000	4,647,347	0.04

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

運用実績

2020年9月30日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額の計算は信託報酬控除後です。

基準価額	10,003円
純資産総額	115.41億円

分配の推移

決算期	分配金
2020年9月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1口当たり税引前の金額です。

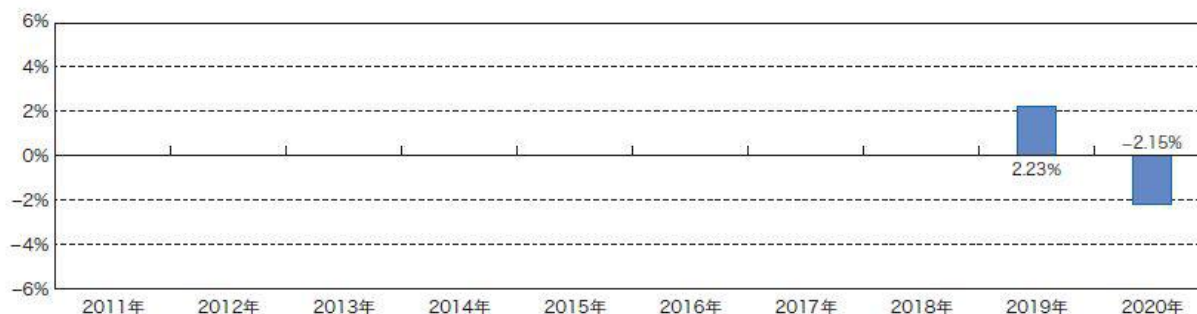
主要な資産の状況

■組入上位10銘柄

	銘柄名	組入比率
1	ISHARES GOLD TRUST	21.0%
2	ISHARES SILVER TRUST	19.0%
3	VANECK AGRIBUSINESS	14.7%
4	NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	14.4%
5	ABERDEEN STANDARD PHYSICAL P	11.2%
6	SPDR S&P GL NAT RESOURCES	5.3%
7	ISHARES GLOBAL INFRASTRUCTUR	5.0%
8	ISHARES GLOBAL REIT ETF	4.9%
9	ISHARES GLOBAL ENERGY ETF	3.8%
10	—	—

※比率はマザーファンドにおける純資産総額比です。

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※2019年は設定日(12月16日)から年末までの騰落率、2020年は年初来9月末までの騰落率を表示しています。

- ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（2）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（3）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（4）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（5）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（6）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（7）申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

株式会社お金のデザイン

電話番号：03-6629-7090

受付時間：委託会社の営業日の9：30～17：00

ホームページ アドレス：<https://www.money-design.com/>

（8）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（9）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所*における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後 3 時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に 0.15% の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

株式会社お金のデザイン

電話番号：03-6629-7090

受付時間：委託会社の営業日の 9：30～17：00

ホームページ アドレス：<https://www.money-design.com/>

(6) 手取額

1 口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1 口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して 6 営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

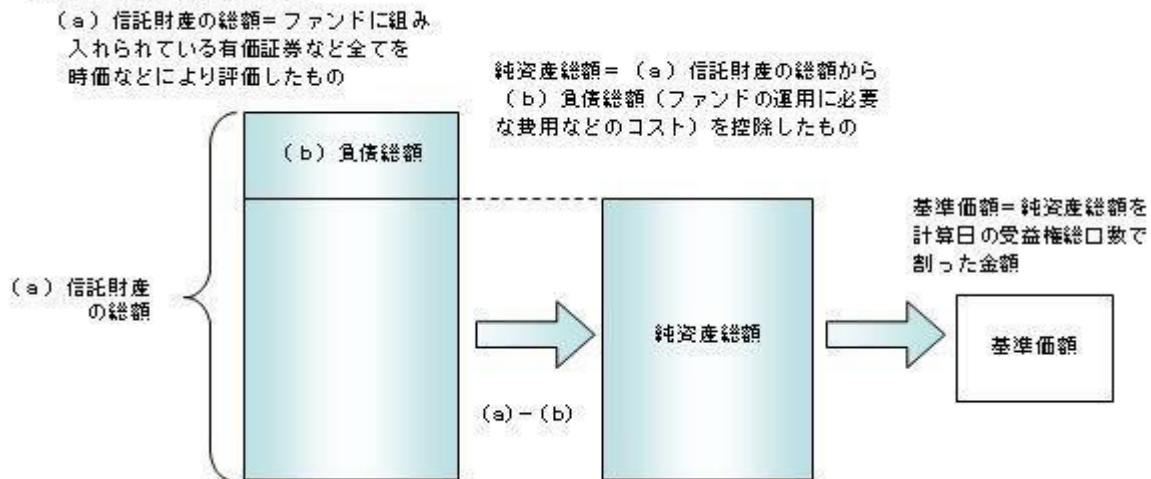
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

株式会社お金のデザイン

電話番号：03-6629-7090

受付時間：委託会社の営業日の9：30～17：00

ホームページ アドレス：<https://www.money-design.com/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2019年12月16日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年9月11日から翌年9月10日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

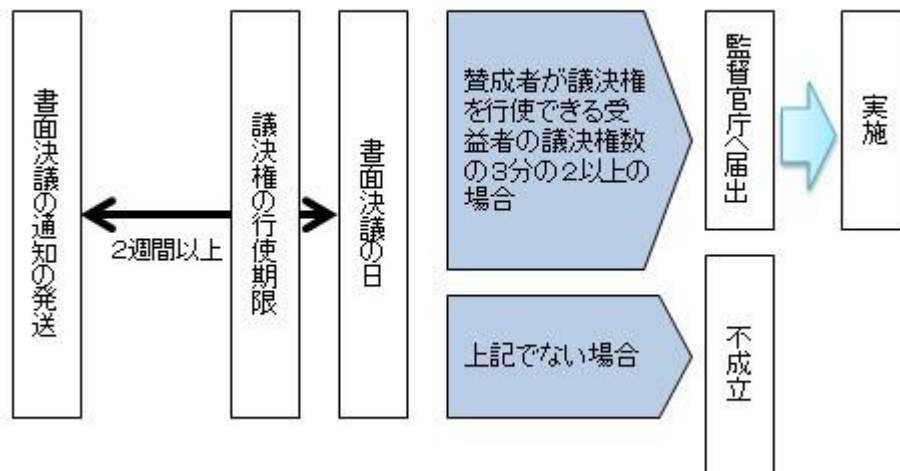
③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができするため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス <https://www.money-design.com/>

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス <https://www.money-design.com/>

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額については、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 1 期計算期間(2019 年 12 月 16 日から 2020 年 9 月 10 日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2020年10月30日

株式会社お金のデザイン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松田 好弘 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているお金のデザイン・グローバル・リアルアセット・ファンド（世界の実物資産中心）の2019年12月16日から2020年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・ファンド（世界の実物資産中心）の2020年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、株式会社お金のデザイン及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

株式会社お金のデザイン及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・ファンド（世界の実物資産中心）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

第 1 期
2020 年 9 月 10 日現在

資産の部	
流動資産	
金銭信託	75,608,109
親投資信託受益証券	11,536,340,208
未収入金	15,732,824
流動資産合計	11,627,681,141
資産合計	11,627,681,141
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,988,675
未払受託者報酬	1,137,200
未払委託者報酬	84,153,075
その他未払費用	3,059,087
流動負債合計	91,338,037
負債合計	91,338,037
純資産の部	
元本等	
元本	11,030,292,397
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	506,050,707
（分配準備積立金）	695,650,414
元本等合計	11,536,343,104
純資産合計	11,536,343,104
負債純資産合計	11,627,681,141

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第 1 期
自 2019 年 12 月 16 日
至 2020 年 9 月 10 日

営業収益	
有価証券売買等損益	750,339,661
営業収益合計	750,339,661
営業費用	
受託者報酬	1,137,200
委託者報酬	84,153,075
その他費用	3,062,403
営業費用合計	88,352,678
営業利益又は営業損失（△）	661,986,983
経常利益又は経常損失（△）	661,986,983
当期純利益又は当期純損失（△）	661,986,983
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△33,663,431
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	60,567,237
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	60,567,237
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	250,166,944
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	250,166,944
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	506,050,707

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 2020年9月10日現在
1. 受益権の総数	11,030,292,397口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.0459円 (10,459円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自2019年12月16日 至2020年9月10日	
分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	78,436,923円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	617,213,491円
C 収益調整金額	12,339,808円
D 分配準備積立金額	0円
E 当ファンドの分配対象収益額(E=A+B+C+D)	707,990,222円
F 当ファンドの期末残存口数	11,030,292,397口
G 10,000口当たり収益分配対象額(G=E/F×10,000)	641円
H 10,000口当たり分配金額	0円
I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自2019年12月16日 至2020年9月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。これらは、投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	リスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。政策投資委員会は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている場合があります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 2020年9月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済される未収入金及び、未払金等の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第1期(自 2019年12月16日 至 2020年9月10日)

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	785,882,135
合計	785,882,135

(デリバティブ取引に関する注記)

第1期(2020年9月10日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期(2020年9月10日現在)

該当事項はありません。

(その他の注記)

第1期 自 2019年12月16日 至 2020年9月10日	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	3,590,338,340円
期中追加設定元本額	8,899,265,860円
期中一部解約元本額	1,459,311,803円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2020年9月10日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2020年9月10日現在)

(単位:円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・マザーファンド(世界の実物資産中心)	10,904,943,954	11,536,340,208	
合計		10,904,943,954	11,536,340,208	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・マザーファンド（世界の実物資産中心）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの当計算期間末日（以下「計算期間末日」という。）における同親投資信託の状況は次の通りです。また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・マザーファンド（世界の実物資産中心）

貸借対照表

(単位：円)

2020年9月10日現在

資産の部	
流動資産	
預金	129,327,044
金銭信託	141,630,931
投資信託受益証券	11,413,903,776
未収配当金	12,034,467
流動資産合計	11,696,896,218
資産合計	11,696,896,218
負債の部	
流動負債	
未払金	144,803,840
未払解約金	15,732,824
流動負債合計	160,536,664
負債合計	160,536,664
純資産の部	
元本等	
元本	10,904,943,954
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	631,415,600
元本等合計	11,536,359,554
純資産合計	11,536,359,554
負債純資産合計	11,696,896,218

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条及び第 61 条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		2020 年 9 月 10 日現在
1.	受益権の総数	10,904,943,954 口
2.	1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額)	1.0579 円 (10,579 円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2019 年 12 月 16 日 至 2020 年 9 月 10 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。 これらは、投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	リスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。政策投資委員会は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている場合があります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2020 年 9 月 10 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済される未収入金及び、未払金等の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(自 2019 年 12 月 16 日 至 2020 年 9 月 10 日)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,188,433,267
合計	1,188,433,267

(デリバティブ取引に関する注記)

(2020 年 9 月 10 日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(2020 年 9 月 10 日現在)

該当事項はありません。

(その他の注記)

自 2019 年 12 月 16 日 至 2020 年 9 月 10 日	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	3,590,338,340 円
期中追加設定元本額	8,225,736,704 円
期中一部解約元本額	911,131,090 円
期末元本額	10,904,943,954 円
元本の内訳※	
お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・ファンド（世界の実物資産中心）	10,904,943,954 円

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式 (2020 年 9 月 10 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2020 年 9 月 10 日現在)

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
日本円	投資信託受益証券	N E X T F U N D S 東証REIT 指数連動型上場投信	885,520	1,621,387,120	
日本円小計			885,520	1,621,387,120	
米ドル	投資信託受益証券	ABERDEEN STANDARD PHYSICAL P	142,145	12,336,764.55	
		ISHARES GLOBAL ENERGY ETF	228,856	4,178,910.56	
		ISHARES GLOBAL INFRASTRUCTUR	135,502	5,402,464.74	
		ISHARES GLOBAL REIT ETF	245,007	5,346,052.74	
		ISHARES GOLD TRUST	1,221,051	22,711,548.60	
		ISHARES SILVER TRUST	821,586	20,687,535.48	
		SPDR S&P GL NAT RESOURCES	149,428	5,875,508.96	
		VANECK AGRIBUSINESS	230,551	15,652,107.39	
米ドル小計			3,174,126	92,190,893.02 (9,792,516,656)	
合計				11,413,903,776 (9,792,516,656)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額 (単位:円) であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資信託受益証券 8 銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2020年9月30日現在です。

【お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・ファンド（世界の実物資産中心）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	11,563,597,930円
II 負債総額	23,022,004円
III 純資産総額（I－II）	11,540,575,926円
IV 発行済口数	11,536,802,503口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0003円

（参考）

お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・マザーファンド（世界の実物資産中心）

純資産額計算書

I 資産総額	11,629,028,935円
II 負債総額	77,378,631円
III 純資産総額（I－II）	11,551,650,304円
IV 発行済口数	11,405,616,879口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0128円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2020年9月末現在

資本金	100,000,000 円
発行可能株式総数	普通株式 1,000,000 株
	A種優先株式 100,000 株
	B種優先株式 200,000 株
	C種優先株式 100,000 株
	D種優先株式 100,000 株
	E種優先株式 350,000 株
	X種株式 85,000 株
発行済株式総数	普通株式 201,500 株
	A種優先株式 75,125 株
	B種優先株式 154,691 株
	C種優先株式 81,456 株
	D種優先株式 74,972 株
	E種優先株式 191,531 株
	X種株式 84,283 株

●過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
2015年11月5日	117,987,271 円（87,988,645 円）
2015年11月6日	192,993,598 円（117,987,271 円）
2015年11月10日	318,005,770 円（192,993,598 円）
2015年12月4日	393,007,216 円（318,005,770 円）
2015年12月8日	608,025,028 円（393,007,216 円）
2015年12月9日	708,026,956 円（608,025,028 円）
2015年12月10日	758,027,920 円（708,026,956 円）
2015年12月11日	833,034,247 円（758,027,920 円）
2015年12月14日	843,035,416 円（833,034,247 円）
2016年2月15日	90,000,000 円（843,035,416 円）
2016年8月5日	203,485,938 円（90,000,000 円）
2016年9月16日	493,465,370 円（203,485,938 円）
2016年11月15日	635,431,762 円（493,465,370 円）
2016年12月21日	845,422,944 円（635,431,762 円）
2017年3月11日	100,000,000 円（845,422,944 円）
2017年7月14日	349,991,362 円（100,000,000 円）
2017年10月27日	740,232,862 円（349,991,362 円）
2018年6月29日	3,240,221,662 円（740,232,862 円）
2018年9月28日	3,590,214,142 円（3,240,221,662 円）
2019年3月22日	100,000,000 円（3,590,214,142 円）

(2) 会社の意思決定機構 (2020 年 9 月末現在)

・株主総会

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行います。また、通常の株主総会に加えて、議案により、種類株主総会（普通株主総会、A 種株主総会、B 種株主総会、C 種優先株主総会、D 種株主総会、E 種株主総会、X 種株式総会、共同株主総会）においても決議が必要とされる場合があります。

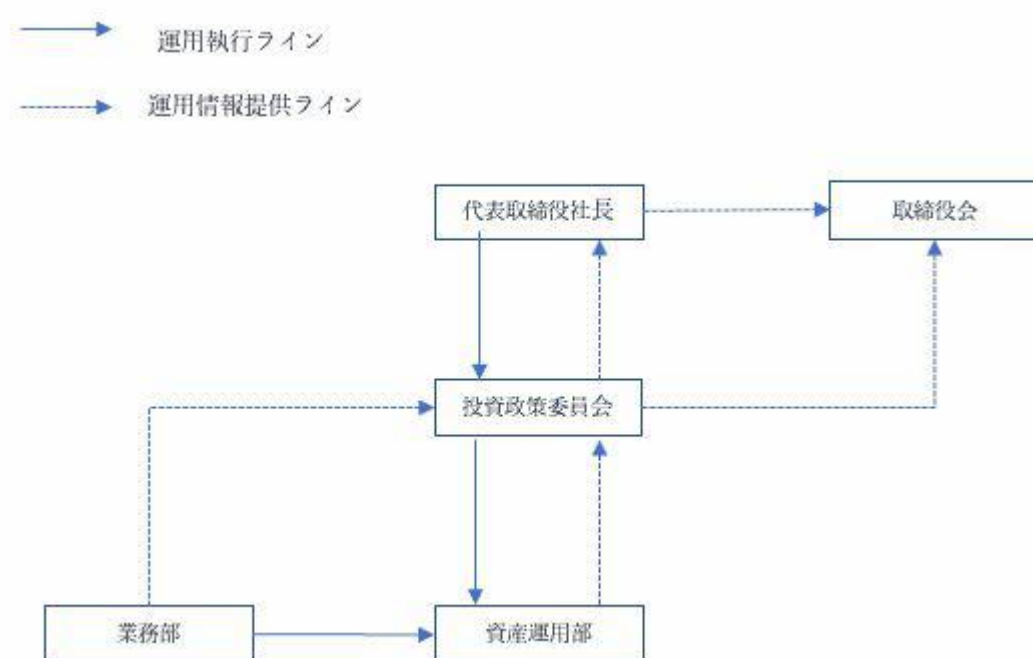
・取締役会

当社業務執行の最高機関としての取締役会は、3 名以上の株主総会において選出された取締役で構成されます。取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とします。

(3) 運用の意思決定プロセス (2020 年 9 月末現在)

運用の意思決定プロセスは以下のとおりです。



< 運用業務・責任内容 >

○代表取締役社長

- ・適切な運用体制の確保及び監督

○投資政策委員会

- ・資産運用の基本方針ならびにアセット・アロケーションの検討・決定
- ・運用成果の分析
- ・投資リスク管理および法令遵守状況の管理

○資産運用部

- ・投資政策委員会の決定した運用方針ならびにアセット・アロケーションに従ったポートフォリオ運用を実行すること
- ・ポートフォリオ運用に必要なマクロ・ミクロの調査
- ・ポートフォリオリスクのモニタリング
- ・ガイドラインを遵守した運用

○業務部

- ・投資信託財産毎の日々の基準価額の算出とそれに伴うデータの管理及びバックオフィス業務全般を行い、その保有資産の内容を資産運用部に提供すること

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行なっています。また金融商品取引法に定める以下の業務を行なっています。

- ・投資助言・代理業
- ・第一種金融商品取引業（金融商品取引法第 28 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に関する業務および有価証券等管理業務）

委託者の運用する証券投資信託は 2020 年 9 月 30 日現在次の通りです（ただし、親投資信託を除きます）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	9	22,150
単位型株式投資信託	0	0
追加型公社債投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	9	22,150

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、当社の主たる事業である投資運用業を営む会社の財務諸表に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号。）により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 6 期事業年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）及び第 7 事業年度（平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和2年6月29日

株式会社お金のデザイン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 貞 廣 篤 典 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松 田 好 弘 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社お金のデザインの平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社お金のデザインの令和2年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成 31 年 3 月 31 日現在)	当事業年度 (令和 2 年 3 月 31 日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	4,062,067	2,776,188
預け金	849,329	740,300
売掛金	3,002	10,900
預託金	1,800,010	1,950,010
短期貸付金 ※ 1	50,000	-
未収還付法人税等	10,402	-
未収消費税等	112,448	101,095
その他流動資産 ※ 1	78,634	210,413
流動資産計	6,965,894	5,788,908
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	30,690	30,690
器具・備品	39,897	38,756
減価償却累計額	△ 35,759	△ 42,848
有形固定資産計	34,829	26,597
無形固定資産		
ソフトウェア	143,377	175,152
ソフトウェア仮勘定	288,746	50,171
その他無形固定資産	1,162	1,079
無形固定資産計	433,286	226,403
投資その他の資産		
投資有価証券	20,365	39,874
関係会社株式	2,000	2,000
敷金	26,995	26,075
その他	10,616	4,682
投資その他の資産合計	59,976	72,632
固定資産計	528,092	325,634
資産合計	7,493,986	6,114,542

(単位：千円)

	前事業年度 (平成 31 年 3 月 31 日現在)	当事業年度 (令和 2 年 3 月 31 日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	545,972	1,040,324
短期借入金	-	500,000
前受金	34,336	52,098
未払金	417,469	273,064
未払法人税等	-	3,800
その他流動負債	6,943	7,788
流動負債計	1,004,722	1,877,075
固定負債		
長期借入金	400,000	-
繰延税金負債	58	-
固定負債計	400,058	-
負債合計	1,404,781	1,877,075
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	12,023,924	12,023,924
資本剰余金合計	12,023,924	12,023,924
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△6,034,852	△7,881,186
利益剰余金合計	△6,034,852	△7,881,186
株主資本合計	6,089,071	4,242,738
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	133	△5,271
評価・換算差額等合計	133	△5,271
純資産合計	6,089,205	4,237,467
負債純資産合計	7,493,986	6,114,542

(2) 【損益計算書】

			(単位：千円)
	前事業年度 (自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日)	
営業収益			
運用受託報酬	239,579	404,907	
ソフトウェア開発売上高	-	108,320	
その他営業収益			
コンサルティング収入	21,000	-	
その他	19,317	45,702	
営業収益計	279,897	558,930	
営業費用			
支払手数料	166,581	223,510	
広告宣伝費	656,448	436,546	
調査費	155,774	132,266	
販売促進費	18,480	24,414	
委託計算費	34,824	43,327	
ソフトウェア開発売上原価	-	97,092	
営業雑経費	31,844	32,543	
通信費	26,962	26,390	
諸会費	4,881	6,153	
その他営業費用	-	33,208	
営業費用計	1,063,954	1,022,908	

一般管理費		
給料	396,495	439,494
役員報酬	34,754	42,544
給料手当	361,740	396,950
法定福利費	51,388	58,648
福利厚生費	18,091	7,597
採用教育費	39,052	26,468
業務委託費	357,327	327,916
交際費	2,261	3,513
消耗品費	13,271	7,936
旅費交通費	15,515	12,310
不動産賃借料	39,645	38,876
減価償却費	52,634	58,497
租税公課	22,279	2,073
寄付金	18,250	-
諸経費	10,083	29,226
一般管理費計	1,036,295	1,012,559
営業損失（△）	△ 1,820,352	△ 1,476,537
営業外収益		
受取利息	※ 2 1,132	1,164
受取賃貸料	※ 2 1,830	3,870
投資有価証券売却益	935	853
雑収入	※ 2 4,411	2,904
営業外収益計	8,310	8,792
営業外費用		
支払利息	4,930	6,166
為替差損	12,444	19,874
資金調達費用	51,050	-
雑損失	1,544	42,163
固定資産除却損	-	23
営業外費用計	69,968	68,228
経常損失（△）	△ 1,882,011	△ 1,535,973
特別損失		
減損損失	※ 3 -	181,560
貸倒損失	※ 4 -	125,000
子会社株式評価損	189,963	-
特別損失計	189,963	306,560
税引前当期純損失（△）	△ 2,071,974	△ 1,842,533
法人税、住民税及び事業税	3,800	3,800
当期純損失（△）	△ 2,075,774	△ 1,846,333

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計		
					繰越 利益剰余金			
当期首残高	740,232	5,683,729	-	5,683,729	△ 3,959,077	△ 3,959,077	2,464,884	
当期変動額								
新株の発行	2,849,981	2,849,981	-	2,849,981	-	-	5,699,962	
減資	△ 3,490,214	3,490,214	-	3,490,214	-	-	-	
当期純損失(△)	-	-	-	-	△ 2,075,774	△ 2,075,774	△ 2,075,774	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	
当期変動額合計	△ 640,232	6,340,195	-	6,340,195	△ 2,075,774	△ 2,075,774	3,624,187	
当期末残高	100,000	12,023,924	-	12,023,924	△ 6,034,852	△ 6,034,852	6,089,071	

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 361	△ 361	2,464,523
当期変動額			
新株の発行	-	-	5,699,962
減資	-	-	-
当期純損失(△)	-	-	△ 2,075,774
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	494	494	494
当期変動額合計	494	494	3,624,682
当期末残高	133	133	6,089,205

当事業年度(自 平成 31 年4月1日 至 令和2年3月 31 日

(単位：千円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計	
					繰越 利益剰余金		
当期首残高	100,000	12,023,924	-	12,023,924	△ 6,034,852	△ 6,034,852	6,089,071
当期変動額							
当期純損失(△)	-	-	-	-	△ 1,846,333	△ 1,846,333	△ 1,846,333
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	△ 1,846,333	△ 1,846,333	△ 1,846,333
当期末残高	100,000	12,023,924	-	12,023,924	△ 7,881,186	△ 7,881,186	4,242,738

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	133	133	6,089,205
当期変動額			
当期純損失(△)	-	-	△ 1,846,333
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 5,404	△ 5,404	△ 5,404
当期変動額合計	△ 5,404	△ 5,404	△ 1,851,738
当期末残高	△ 5,271	△ 5,271	4,237,467

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は先入先出法により算出しております。）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産の減価償却方法については、定率法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 8～15年

器具・備品 4～15年

(2) 無形固定資産の減価償却方法については、定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において「投資その他の資産」の「長期差入保証金」と「長期前払費用」を区分掲記しておりましたが、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、「その他」として一括掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において「投資その他の資産」の「長期前払費用」として表示していた4,016千円、「長期前払費用」として表示していた6,600千円は、「その他」10,616千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する資産及び負債

(単位：千円)

	前事業年度 (平成31年3月31日現在)	当事業年度 (令和2年3月31日現在)
短期貸付金	50,000	-
その他流動資産	829	364

(損益計算書関係)

※2 関係会社に対する営業外収益

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
受取利息	503	246
受取転貸料	-	2,040
業務受託料	1,230	2,040

※3 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。
当事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
東京都港区	保険商品の窓販システム	自社利用ソフトウェア	118,043
東京都港区	ポイント投資のAPI連携等システム	自社利用ソフトウェア	63,516
合計			181,560

当社は、提供するサービスを基準にグルーピングを行っております。保険商品の窓販システムについては当初計画よりもサービス提供先との連携が遅延しており、収益性が低下したため、減損損失を計上しております。回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来の収益獲得が不透明となったため、ゼロとして評価しております。ポイント投資のAPI連携等システムについてはサービス提供先が限定的となる見込みとなり、収益性が低下したため、減損損失を計上しております。回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来の収益獲得が不透明となったため、ゼロとして評価しております。

※4 貸倒損失

子会社である株式会社 400F に対する貸付金のうち、回収不能額 125,000 千円を貸倒損失として計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	201,500	-	-	201,500
A種優先株式(株)	75,125	-	-	75,125
B種優先株式(株)	154,691	-	-	154,691
C種優先株式(株)	81,456	-	-	81,456
D種優先株式(株)	74,972	-	-	74,972
E種優先株式(株)	-	191,531	-	191,531
X種優先株式(株)	84,283	-	-	84,283
合計(株)	672,027	191,531	-	863,558

(変動事由の概要)

E種優先株式の発行による増資 191,531株

2. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末	
新株予約権	普通株式	-	3,000	-	3,000	-
ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	29,318	20,900	6,242	43,976	-
合計		29,318	23,900	6,242	46,976	-

(注) 当社は未公開企業のため、付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当事業年度末残高はありません。

(変動事由の概要)

第10回新株予約権の失効による減少	692株
第11回新株予約権の失効による減少	350株
第12回新株予約権の失効による減少	200株
第14回新株予約権の失効による減少	200株
第15回新株予約権の失効による減少	100株
第16回新株予約権の失効による減少	200株
第17回新株予約権の失効による減少	500株
第19回新株予約権の発行による増加	3,000株
第20回新株予約権の発行による増加	500株
第20回新株予約権の失効による減少	500株
第21回新株予約権の発行による増加	19,400株
第21回新株予約権の失効による減少	3,500株
第22回新株予約権の発行による増加	1,000株

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	201,500	-	-	201,500
A種優先株式(株)	75,125	-	-	75,125
B種優先株式(株)	154,691	-	-	154,691
C種優先株式(株)	81,456	-	-	81,456
D種優先株式(株)	74,972	-	-	74,972
E種優先株式(株)	191,531	-	-	191,531
X種優先株式(株)	84,283	-	-	84,283
合計(株)	863,558	-	-	863,558

2. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末	
新株予約権	普通株式	3,000	-	-	3,000	-
ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	43,976	1,400	4,046	41,330	-
合計		46,976	1,400	4,046	44,330	-

（注）当社は未公開企業のため、付与時における単位当たりの本源的価値は0円であり、当事業年度末残高はありません。

（変動事由の概要）

第4回新株予約権の失効による減少	346株
第15回新株予約権の失効による減少	200株
第16回新株予約権の失効による減少	500株
第21回新株予約権の失効による減少	2,500株
第23回新株予約権の発行による増加	800株
第24回新株予約権の発行による増加	600株
第24回新株予約権の失効による減少	500株

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業及び第一種金融商品取引業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融商品で運用し、社債の発行はありません。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

安全性の高い銀行預金及び証券会社への預け金の他に、海外ETFにて国際分散投資を行っております。

その他、金融商品取引法の規定に基づき、顧客からの預り金等について自己財産と分別して管理し、顧客分別金信託として信託しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主として海外ETFで構成されており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

預託金は、顧客分別金信託であります。顧客分別金信託は、金融商品取引法の規定に基づき顧客から預託を受けた金銭を信託しているものであり、信託法により信託財産の独立性が確保されております。

未払金は、その大半は投資運用業、投資助言・代理業及び第一種金融商品取引業にかかる業務委託費用等であります。

これらの債務は、すべて1年以内の債務であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券については、その残高及び損益状況等を定期的に投資政策委員会に報告しております。

また、デリバティブ取引についても行っておりません。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いが実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)を参照ください。）。

前事業年度（平成31年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	4,062,067	4,062,067	－
(2) 預け金	849,329	849,329	－
(3) 売掛金	3,002	3,002	－
(4) 預託金	1,800,010	1,800,010	－
(5) 短期貸付金	50,000	50,000	－
(6) 投資有価証券	20,365	20,365	－
資産計	6,784,774	6,784,774	－
負債			
(1) 預り金	545,972	545,972	－
(2) 短期借入金	－	－	－
(3) 未払金	417,469	417,469	－
(4) 長期借入金	400,000	400,180	△180
負債計	1,363,442	1,363,622	△180

当事業年度（令和2年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	2,776,188	2,776,188	－
(2) 預け金	740,300	740,300	－
(3) 売掛金	10,900	10,900	－
(4) 預託金	1,950,010	1,950,010	－
(5) 短期貸付金	－	－	－
(6) 投資有価証券	17,846	17,846	－
資産計	5,495,245	5,495,245	－
負債			
(1) 預り金	1,040,324	1,040,324	－
(2) 短期借入金	500,000	500,000	－
(3) 未払金	273,064	273,064	－
負債計	1,813,388	1,813,388	－

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金・預金、(2) 預け金、(3) 売掛金、(4) 預託金及び(5) 短期貸付金、
時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (6) 投資有価証券
上場投資信託については、取引所の価格によっております。また、その他の投資信託については、公表されている基準価額によっております。

負 債

- (1) 預り金、(2) 短期借入金及び(3) 未払金
時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額
(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成31年3月31日現在)	当事業年度 (令和2年3月31日現在)
① 投資有価証券	-	22,027
② 関係会社株式	2,000	2,000
③ 敷金	26,995	26,075
合計	28,995	50,102

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	4,062,067	-	-	-
預け金	849,329	-	-	-
売掛金	3,002	-	-	-
預託金	1,800,010	-	-	-
短期貸付金	50,000	-	-	-
合計	6,764,409	-	-	-

(注) 満期のある有価証券は保有しておりません。

当事業年度(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,776,188	-	-	-
預け金	740,300	-	-	-
売掛金	10,900	-	-	-
預託金	1,950,010	-	-	-
合計	5,477,398	-	-	-

(注) 満期のある有価証券は保有しておりません。

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度(平成31年3月31日現在)

(単位: 千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	-	400,000	-	-	-	-
合計	-	400,000	-	-	-	-

当事業年度(令和2年3月31日現在)

(単位: 千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	400,000	-	-	-	-	-
合計	400,000	-	-	-	-	-

(注) 1年以内に返済期限が到来するため、貸借対照表上では短期借入金に含めて記載しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式

前事業年度(平成31年3月31日現在)

関係会社株式(貸借対照表計上額 2,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(令和2年3月31日現在)

関係会社株式(貸借対照表計上額 2,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(平成31年3月31日現在)

(単位:千円)

区分	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	10,349	10,949	599
小計		10,349	10,949	599
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	9,823	9,416	△407
小計		9,823	9,416	△407
合計		20,173	20,365	192

当事業年度(令和2年3月31日現在)

(単位:千円)

区分	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	3,808	4,025	217
小計		3,808	4,025	217
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	17,218	13,821	△3,397
小計		17,218	13,821	△3,397
合計		21,026	17,846	△3,179

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、上表に含めておりません。

((金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項(注2)に記載の通りであります。)

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名	当社顧問 1名 当社従業員 1名	当社顧問 1名	当社取締役 1名 当社顧問 1名 当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 6,000 株 (注) 1	普通株式 10,000 株	普通株式 692 株	普通株式 13,284 株
付与日	平成 25 年 12 月 1 日	平成 27 年 2 月 27 日	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 7 月 29 日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成 27 年 12 月 2 日 至令和 5 年 12 月 1 日	自平成 29 年 2 月 28 日 至令和 7 年 2 月 27 日	自平成 29 年 4 月 1 日 至令和 7 年 3 月 31 日	自平成 29 年 7 月 30 日 至令和 7 年 7 月 29 日

	第6回ストック・オプション	第7回ストック・オプション	第13回ストック・オプション	第14回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社顧問 1名 当社従業員 2名	当社取締役 1名 当社従業員 1名	当社従業員 1名	当社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 3,992 株	普通株式 4,000 株	普通株式 150 株	普通株式 450 株
付与日	平成 27 年 11 月 5 日	平成 28 年 3 月 10 日	平成 29 年 2 月 9 日	平成 29 年 4 月 12 日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成 29 年 11 月 5 日 至令和 7 年 11 月 5 日	自平成 28 年 3 月 10 日 至令和 8 年 3 月 10 日	自平成 29 年 2 月 9 日 至令和 9 年 2 月 8 日	自平成 29 年 4 月 12 日 至令和 9 年 4 月 11 日

	第15回ストック・オプション	第16回ストック・オプション	第18回ストック・オプション	第21回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名	当社従業員 2名	当社従業員 1名	当社取締役 1名 当社従業員 40名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 400 株	普通株式 700 株	普通株式 300 株	普通株式 19,400 株
付与日	平成 29 年 5 月 15 日	平成 29 年 8 月 23 日	平成 30 年 3 月 14 日	平成 30 年 11 月 12 日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成 29 年 5 月 15 日 至令和 9 年 5 月 14 日	自平成 29 年 8 月 23 日 至令和 9 年 8 月 22 日	自平成 30 年 3 月 14 日 至令和 10 年 3 月 13 日	自平成 30 年 11 月 12 日 至令和 10 年 11 月 11 日

	第 22 回ストック・オプション	第 23 回ストック・オプション	第 24 回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2 名	当社従業員 2 名	当社従業員 2 名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 1,000 株	普通株式 800 株	普通株式 600 株
付与日	平成 31 年 1 月 17 日	令和 1 年 5 月 16 日	令和 1 年 11 月 14 日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成 31 年 1 月 17 日 至令和 11 年 1 月 16 日	自令和 1 年 5 月 16 日 至令和 11 年 5 月 15 日	自令和 1 年 11 月 14 日 至令和 11 年 11 月 13 日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成 26 年 3 月 25 日付株式分割（1 株につき 1,000 株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. (1) 対象者が、付与時において当社の取締役、監査役、従業員又は顧問である場合、権利行使時においてもその地位にあることを要する。
- (2) 前号のほか、権利行使の条件については新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で個別に締結した新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（令和2年3月期）において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① Stock・オプションの数

	第1回Stock・ オプション（注）	第3回Stock・ オプション	第4回Stock・ オプション	第5回Stock・ オプション
権利確定前（株）				
前事業年度末	6,000	10,000	346	5,884
付与	—	—	—	—
失効	—	—	346	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	6,000	10,000	—	5,884
権利確定後（株）				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	第6回Stock・ オプション	第7回Stock・ オプション	第13回Stock・ オプション	第14回Stock・ オプション
権利確定前（株）				
前事業年度末	346	3,000	150	250
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	346	3,000	150	250
権利確定後（株）				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	第15回Stock・ オプション	第16回Stock・ オプション	第18回Stock・ オプション	第21回Stock・ オプション
権利確定前（株）				
前事業年度末	300	500	300	15,900
付与	—	—	—	—
失効	200	500	—	2,500
権利確定	—	—	—	—
未確定残	100	—	300	13,400
権利確定後（株）				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	第 22 回ストック・ オプション	第 23 回ストック・ オプション	第 24 回ストック・ オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	1,000	—	—
付与	—	800	600
失効	—	—	500
権利確定	—	—	—
未確定残	1,000	800	100
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(注) 平成 26 年 3 月 25 日付株式分割 (1 株につき 1,000 株の割合) による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第 1 回ストック・ オプション	第 3 回ストック・ オプション	第 4 回ストック・ オプション	第 5 回ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	700	6,948	10,122	10,122
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

	第 6 回ストック・ オプション	第 7 回ストック・ オプション	第 13 回ストック・ オプション	第 14 回ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	10,122	10,122	18,548	18,548
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

	第 15 回ストック・ オプション	第 16 回ストック・ オプション	第 18 回ストック・ オプション	第 21 回ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	18,548	20,099	20,099	29,760
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

	第 22 回ストック・ オプション	第 23 回ストック・ オプション	第 24 回ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	29,760	29,760	29,760
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—

(注) 平成 26 年 3 月 25 日付株式分割 (1 株につき 1,000 株の割合) による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

Stock・オプションの公正な評価単価の見積方法は、付与日時点において未公開企業であるため、単位当たりの本源的価値の見積りにより算定しております。また、本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法、修正純資産法及び類似会社比較法等により算定しております。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. Stock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額

592,243 千円

②当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成 31 年 3 月 31 日)	(単位：千円) 当事業年度 (令和 2 年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 (注)	1,347,599	2,008,521
減損損失	-	61,675
貸倒損失	-	42,462
その他有価証券評価差額金	-	1,790
その他	18,328	1,348
繰延税金資産小計	1,365,928	2,115,798
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,347,599	△2,008,521
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△18,328	△107,277
評価性引当額小計	△1,365,928	△2,115,798
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△58	-
繰延税金負債合計	△58	-
繰延税金負債の純額	△58	-

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(平成 31 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越 欠損金 (※ 1)	-	-	-	-	-	1,347,599	1,347,599
評価性引当額	-	-	-	-	-	△1,347,599	△1,347,599
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

当事業年度(令和 2 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越 欠損金 (※ 1)	-	-	-	-	-	2,008,521	2,008,521
評価性引当額	-	-	-	-	-	△2,008,521	△2,008,521
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

※ 1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

前事業年度（自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日）

(1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社は、「投資運用業」を中心に事業活動を行っていますが、一部当社のノウハウを活かしたコンサルティング業務や、システム開発に伴う ASP サービスの提供などをスタートさせており、当該事業については「その他」として報告セグメントとしています。

(2) 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産及びその他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一です。報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値です。

(3) 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産及びその他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	投資運用業	その他	財務諸表計上額
営業収益			
外部への営業収益	249,789	30,107	279,897
セグメント間の内部営業収益 又は振替額	-	-	-
計	249,789	30,107	279,897
セグメント利益又は損失（△）	△1,831,576	11,224	△1,820,352
セグメント資産	7,262,990	230,996	7,493,986
その他の項目			
減価償却費	33,750	18,883	52,634
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	194,508	161,880	356,388

当事業年度（自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日）

（１）報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社は、「投資運用業」を中心に事業活動を行っていますが、一部当社のノウハウを活かした金融機関向けのシステム開発も行っており、当該事業については「その他」として報告セグメントとしています。

（２）報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産及びその他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一です。報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値です。

（３）報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産及びその他の項目の金額に関する情報

（単位：千円）

	投資運用業	その他	調整額(注)	財務諸表 計上額
営業収益				
外部への営業収益	489,930	69,000		558,930
セグメント間の内部売上高 又は振替額	-	-		-
計	489,930	69,000		558,930
セグメント利益又は損失（△）	△1,483,709	7,172		△1,476,537
セグメント資産	6,114,542	-		6,114,542
その他の項目				
減価償却費	79,097	608	△21,208	58,497
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	84,911	652		85,563

（注）調整額は、以下のとおりです。

減価償却費の調整額△21,208 千円は損益計算書において、その他営業費用に含めて表示しております。

関連情報

前事業年度（自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報で同様の情報を開示しているため記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報で同様の情報を開示しているため記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
株式会社新生銀行	69,000	その他

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

(単位：千円)

	投資運用業	その他	財務諸表計上額
減損損失	63,516	118,043	181,560

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はございません。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子 会 社	株 式 会 社 400F	東 京 都 港 区	2,000 千 円	ソ フ ト ウ ェ ア サ ー ビ ス の 企 画 ・ 開 発 及 び メ ン テ ナ ン ス 業	所 有 直 接 100%	役 員 の 兼 任 業 務 受 託	資金の貸付	50,000	短期 貸付金	50,000
							利息の授受	503	未収利息	503
							費用の立替	20,568	立替金	326
							業務受託料	1,230		

(注) 1. 取引金額には、消費税等が含まれておらず、立替金の期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件は、一般取引条件と同様に決定しております。

3. 取引条件は、両者協議の上、決定しております。

(3) 役員及び個人主要株主等

該当事項はございません。

当事業年度(自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はございません。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子 会 社	株 式 会 社 400F	東 京 都 港 区	2,000 千 円	ソ フ ト ウ ェ ア サ ー ビ ス の 企 画 ・ 開 発 及 び メ ン テ ナ ン ス 業	所 有 直 接 100%	役 員 の 兼 任 業 務 受 託	資金の貸付	125,000	破産更生 債権等	125,000
							利息の授受	246		
							費用の立替	73,769	立替金	364
							受取転貸料	2,040		
							業務受託料	2,040		

(注) 1. 取引金額には、消費税等が含まれておらず、立替金の期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件は、一般取引条件と同様に決定しております。

3. 取引条件は、両者協議の上、決定しております。

4. 破産更生債権等に対して 125,000 千円の貸倒損失を計上し、貸借対照表上、債権金額から直接減額しております。

(3) 役員及び個人主要株主等

該当事項はございません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日)
1株当たり純資産額	0.00 円	0.00 円
1株当たり当期純損失金額	△2,561.42 円	△2,138.05 円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり純資産額算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成 31 年 3 月 31 日現在)	当事業年度 (令和 2 年 3 月 31 日現在)
純資産の部の合計額 (千円)	6,089,205	4,237,467
純資産の部から控除する金額 (千円)	6,089,205	4,237,467
うち A 種優先株式	-	-
うち B 種優先株式	-	-
うち C 種優先株式	-	-
うち D 種優先株式	389,242	-
うち E 種優先株式	5,699,962	4,237,467
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	-	-
1株当たりの純資産額の算定に用いられた普通株式数	863,558 株	863,558 株

(注3) 1株当たり当期純損失算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日)
当期純損失 (千円)	△2,075,774	△1,846,333
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純損失金額 (千円)	△2,075,774	△1,846,333
期中平均株式数	810,402 株	863,558 株
うち普通株式	201,500 株	201,500 株
うち A 種優先株式	75,125 株	75,125 株
うち B 種優先株式	154,691 株	154,691 株
うち C 種優先株式	81,456 株	81,456 株
うち D 種優先株式	74,972 株	74,972 株
うち E 種優先株式	138,375 株	191,531 株
うち X 種優先株式	84,283 株	84,283 株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 19 種類 (新株予約権の数 46,976 個)。	新株予約権 16 種類 (新株予約権の数 48,376 個)。

(注4) 当社の発行している優先株式は、普通株式より利益配当請求が優先的ではなく、残余財産の分配が普通株式より優先的な権利を有しております。そのため、1株当たり当期純損失の算定においては、普通株式と同様に取り扱っており、1株当たり純資産額の算定においては、優先的な取り扱いを反映しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

追加型証券投資信託

お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・ファンド
(世界の実物資産中心)

投資信託約款

お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・ファンド（世界の実物資産中心）

－ 運用の基本方針 －

投資信託約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、世界の実物資産への投資を通じて信託財産の資産価値保全に着目することにより、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・マザーファンド（世界の実物資産中心）受益証券を主要な投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主にお金のデザイン・グローバル・リアルアセット・マザーファンド（世界の実物資産中心）（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として世界の投資信託証券（ETF）および不動産投資信託証券へ実質的に投資することにより、実物資産への投資と経済的に同様な効果を得る投資をすることを目指します。
- ② 投資信託証券（ETF）等への投資は原則として高位を維持します。但し、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- ③ 組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券（ETF）等への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券等への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以内とします。

3. 収益分配方針

毎決算時（原則毎年 9 月 10 日。決算日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託『お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・ファンド（世界の実物資産中心）』
投資信託約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、株式会社お金のデザインを委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金200億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項または第51条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については200億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受

益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとし、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、委託者は、受益者に対して実費を請求することができるものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する取扱金融機関等(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者の指定する取扱金融機関等が定める申込単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行の休業日と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行ないません。

- ② 前項の受益権の価額は、1口につき、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口当たり1円に、手数料および当該手数料に対する消費税等相当額を加算した価額とします。
- ③ 前項の手数料の額は、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定めるものとします。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が、委託者の指定する取扱金融機関等と別に定める累積投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。)に従って結んだ契約(以下「累積投資契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。その場合の1口当たりの受益権の価額は、原則として第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の取得申込者は、委託者の指定する取扱金融機関等に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する取扱金融機関等は、当該取得申込みの代金(第2項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場ならびに有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある時は、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するも

のとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ 有価証券
 - ロ デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）
 - ハ 金銭債権
 - ニ 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ デリバティブ取引に係る権利と類似の取引に係る権利
 - ロ 為替手形

(運用の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として株式会社お金のデザインを委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・マザーファンド（世界の実物資産中心）」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の

受益証券に限ります。)

20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(「新投資口予約権証券」および「投資法人債券」を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律および関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第30条において同じ。)、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第27条、第29条、第33条から第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第 20 条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額がマザーファンドの投資信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 50 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図範囲）

第 21 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができますものとしします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとしします。
1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第 22 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとしします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第 23 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとしします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとしします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第 24 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- ⑤ 本条において「金利先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑥ 本条において「為替先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第25条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の借入れの指図および範囲）

第26条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は投資信託財産から支弁します。

（有価証券の空売りの指図および範囲）

第27条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない有価証券または前条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。

なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産

の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(特別な場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 28 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第 29 条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

(信託業務の委託等)

第 30 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存に係る業務
 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 31 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 32 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 33 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 34 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 35 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の 10%以内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤ 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は受益者の負担とし、投資信託財産より支弁します。

(損益の帰属)

第 36 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 37 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 38 条 この信託の計算期間は、毎年 9 月 11 日から翌年 9 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、第 1 期の計算期間は信託契約締結日から令和 2 年 9 月 10 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

第 39 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

第 40 条 投資信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

② 前項の諸経費に加え、以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および当該諸費用に係る消費税等相当額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用

2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 4. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 7. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行ない、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ④ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑤ 第3項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

- 第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の150の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

- 第42条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

- 第43条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する取扱金融機関等に交付されます。この場合委託者の指定する取扱金融機関等は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ない、当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下

同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のた委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 一部解約金(第46条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する取扱金融機関等の営業所等において行なうものとしします。本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該委託者の指定する取扱金融機関等に対する支払いをもって免責されるものとしします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託者が一定期間経過後当該委託者の指定する取扱金融機関等より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとしします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。
- ⑦ 前項の「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

(収益分配金および償還金の時効)

第44条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第45条 受託者は、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第43条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第46条 受益者(委託者の指定する取扱金融機関等を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定める解約単位をもって、委託者により一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行の休業日と同日の場合には、一部解約の実行の請求の受付は行ないません。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合はこの限りではないこととしします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.15%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額としします。
- ④ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受付けたときは、委託者の指定する取扱金融機関等に対し、振替受益権をもって行なうものとしします。
- ⑤ 委託者は、一部解約の金額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行な

った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

- 第47条 委託者は、信託期間中に、信託契約の一部を解約することにより、この信託の口数が10億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの規定による信託契約の解約の手続きを行なうことが困難である場合も同様とします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第49条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

- 第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な投資信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第53条 この信託は、受益者が第46条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な投資信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
<https://www.money-design.com/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第57条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第58条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 令和元年12月16日

委託者 東京都港区赤坂 1 丁目 9 番 1 3 号
株式会社お金のデザイン

受託者 東京都中央区八重洲 1 丁目 2 番 1 号
みずほ信託銀行株式会社



お金のデザイン